

3. アフリカ豚熱を侵入させないために必要な対策

幾重にもウイルスを殺す機会を作る！
幾重にもウイルスと動物の接触機会をなくす！

海外対策

<旅行者 & 船舶・航空機>

出国前から日本に持ち込ませない

- ・旅行者への畜産物持ち込み禁止等の注意喚起



水際対策

<空港 & 海港>

国内に侵入させない

- ・家畜防疫官、検疫探知犬による検査
- ・旅客の靴底や車両、自転車等の消毒



動物検疫所

国内対策

<農場 & 野生イノシシ>

農場に侵入させない

- ・飼養衛生管理の徹底



都道府県

野生イノシシの感染を防止する

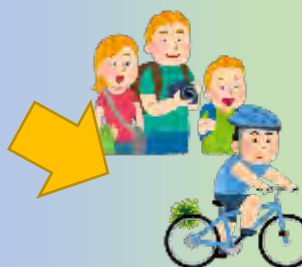
- ・旅行者等への周知徹底
<ゴミ放置禁止、消毒等>
- ・消毒・洗浄ポイントの設置等



都府県



海外からの旅行者等
に向けた広報等



4. アフリカ豚熱対策の更なる強化①（水際対策の徹底）

出国前から日本 に持ち込ませない

- 釜山から日本に直行する**全てのフェリー等（5社）**における、**船内アナウンスによる畜産物持ち込み禁止・罰則に関する注意喚起や注意すべき取組を示したポスターの船内掲示等の実施**。また、韓国から日本への直行便のある**航空会社についても、14社全てが機内アナウンスによる注意喚起等を実施**。
- 在外公館による**韓国出国前の旅行者に対するSNSを利用した情報発信・旅券発券時のリーフレット配布等**を継続的に実施。関係団体を通じ、**旅行代理店、技能実習生等への注意喚起と情報発信**。
- 訪日韓国人旅行者に影響力を持つ人気**韓国人ブloggerから、畜産物持ち込み禁止及び靴や自転車の泥を落とすこと等についての情報発信**。

＜各言語のチラシを活用＞



空海港における 対策

- 韓国からの全ての船舶及び航空便に対して、家畜防疫官による検査**を実施中。釜山からの船舶に対しては**全ての旅客に口頭質問を実施**し、トレッキングシューズ、ゴルフシューズ等の要消毒物品に対して対応を確実に実施し、検疫探知犬についても可能な限り活動回数を増加。航空便に対してはさらに**検疫探知犬の活動回数を増加**。
- 従来から**国際線が就航する全ての空海港に靴底消毒マットを設置**。旅客の靴底や自転車等に対して十分な効果がある消毒を実施できるよう、**適切な濃度の消毒液の活用や消毒マットの効果的な配置**。
- 関係機関、航空関係者、港湾関係者と連携し、釜山定期旅客船の就航する4港（下関港、博多港、比田勝港、大阪港）においては、**車両、自転車等の消毒を実施**。フェリーに搭載される車両について、乗船前の消毒を実施するよう船舶会社に依頼。畜産関係車両については入国時にも車両消毒を実施。
- 国内線における靴底消毒マットの設置について、都道府県に改めて実施依頼。

野生イノシシ等へ の感染防止対策

- 釜山広域市と主要な定期フェリー航路を有している県を中心に、**韓国人旅行者の立ち寄り場所などリスクの高い場所を特定して、効果的に野生イノシシ等への侵入防止対策を新たに実施**。
- 1月に全国の担当者を対象として会議を開催し、観光地やレクリエーションなどの**訪日旅行者の立ち寄り場所について分析中**。**空海港や農場周辺のみならず、バスやレンタカー等、都市部や河川敷などにおける、ポスター掲示等による注意喚起やゴミ箱の設置や管理の徹底、消毒の実施**など必要な対策を各都道府県で実施。

4. アフリカ豚熱対策の更なる強化②（野生イノシシ対策、飼養衛生管理）

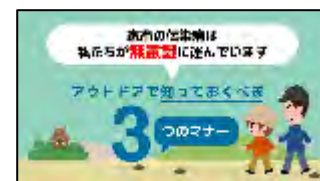
野生イノシシ対策 （国内で広げない）

- ・ 死体を衛生的に処理する必要があり、万が一の侵入時に備えた**野生イノシシにおける死体処理等の初動対応について、基本方針案を公表**。
- ・ 早期に発見できるよう、**サーベイランス**による野生イノシシにおける浸潤状況を引き続き把握。
- ・ 実際の感染を確認した場合を想定し、**農研機構、県などの関係者の協力を得ながら死体処理や運搬方法等を検証するための防疫演習**を農林水産省において実施。
- ・ **万が一野生イノシシへ侵入した際に必要となる特殊な防疫資材（簡易電気柵、納体袋）等を備蓄**。また、各都道府県においても**アフリカ豚熱に関する防疫演習が実施できるよう支援**。
- ・ 一般登山者向けの動画を通じ、**登山等による感染拡大防止対策として、畜産物を含む廃棄物の適切な処理や、登山靴の洗浄消毒等について周知**。

＜侵入時に備えた防疫演習＞



＜一般向け動画の公表＞



↑動画はこちら
@maffchannel

飼養衛生管理 （農場に入れない）

- ・ 豚熱と異なり実用性が確認された**ワクチンはないため、飼養豚への感染予防対策は飼養衛生管理の徹底**が何よりも重要。
- ・ 生産者をはじめとする関係者に対して**侵入リスクが高まっている危機感を共有し、農場における飼養衛生管理の徹底等**について改めて指導。
- ・ 万が一の侵入時に的確な初動対応ができるよう、**都道府県における防疫体制を関係部局と連携し構築**するなどの万が一に備えた準備をすすめるよう改めて通知。

＜野生動物等の侵入防止＞



＜車両消毒・立ち入り時の消毒＞



4. アフリカ豚熱対策の更なる強化③（港湾施設、ゴルフ場等での対策について）

港湾施設

港湾関係者やフェリー会社に対し、以下の取組について協力要請。

- ・ 韓国での乗船前の車両洗浄の実施
- ・ 韓国乗船手続き場でのポスター、リーフレット掲示による注意喚起
- ・ 船内アナウンス、ポスター掲示による注意喚起
- ・ 日本到着後の車両、靴底等の消毒の実施



ゴルフ場等

ゴルフ場や旅館等に対し、以下の取組について協力するよう関係団体を通じて要請（今後、都道府県、動物検疫所、地方農政局が各ゴルフ場等を訪問し、以下の取組への協力について直接要請）。

- ・ 靴底等の洗浄・消毒、海空港における携帯品検査についてのウェブサイトや予約の際の事前周知
- ・ 利用旅客に対するリーフレットの配布
- ・ ゴルフ場・宿泊施設の施設内における動物検疫にかかるポスターの掲示
- ・ ゴルフ場・宿泊施設利用前後の靴底等の洗浄・消毒の実施

<掲示用のポスター>



<ゴルフ用品の把握>



<個別の聞き取り>



5. アフリカ豚熱の初動防疫措置：諸外国で共通する初動防疫措置

➤ 防疫区域の設定

- ・アフリカ豚熱ウイルス陽性の野生いのししが発見された際に、サーベイランスの結果等から適切な防疫区域を設定する。

➤ 死体発見・処理

- ・アフリカ豚熱ウイルスは環境抵抗性が高いことから、防疫区域内において感染が疑われるいのししを発見した際には、焼却、消毒等を適切に行い感染源を除去する。

➤ 感染いのししの拡散阻止

- ・アフリカ豚熱感染いのししの移動やアフリカ豚熱ウイルスの人為的な持ち込み・持ち出しによる防疫区域を超えた感染の拡散を阻止する。

➤ 管理下での捕獲推進

- ・交差汚染防止対策を徹底しながら、特に感染が確認されている地域の周縁において、感染源となるいのししの数を減らす。

5. アフリカ豚熱の初動防疫措置：家畜伝染病予防法の改正

(1) 家畜伝染病予防法の改正（令和2年）

- 平成30年9月に我が国で26年ぶりに発生が確認された豚熱については、同病に感染した野生イノシシによって広域に病原体が拡散。
- 野生動物の感染に対する対策を強化するとともに、農場における飼養衛生管理を徹底し、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止を図る必要。
- アジア地域においてASF（アフリカ豚熱）の発生が急速に拡大し、我が国への侵入脅威が一段と高まっているため、畜産物の輸出入検疫を強化し、同病を含む悪性伝染性疾病の侵入防止を徹底する必要。



**事態に迅速かつ的確に対処するため、
家畜伝染病予防法の一部を改正**

（第201回国会・令和2年3月27日成立・4月3日に公布。）

5. アフリカ豚熱の初動防疫措置：防疫指針の改正

(2) アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針

家畜伝染病予防法第3条の2

└ アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針

(令和2年7月改正)

第2節 野生いのししにおける防疫対応

第17 感染の疑いが生じた場合の対応等

第18 病性の判定

第19 病性判定時の措置

第20 通行の制限又は遮断（法第10条及び法第25条の2第3項）

第21 移動制限区域の設定（法第32条）

第22 家畜集合施設の開催等の制限等（法第26条、第33条及び第34条）

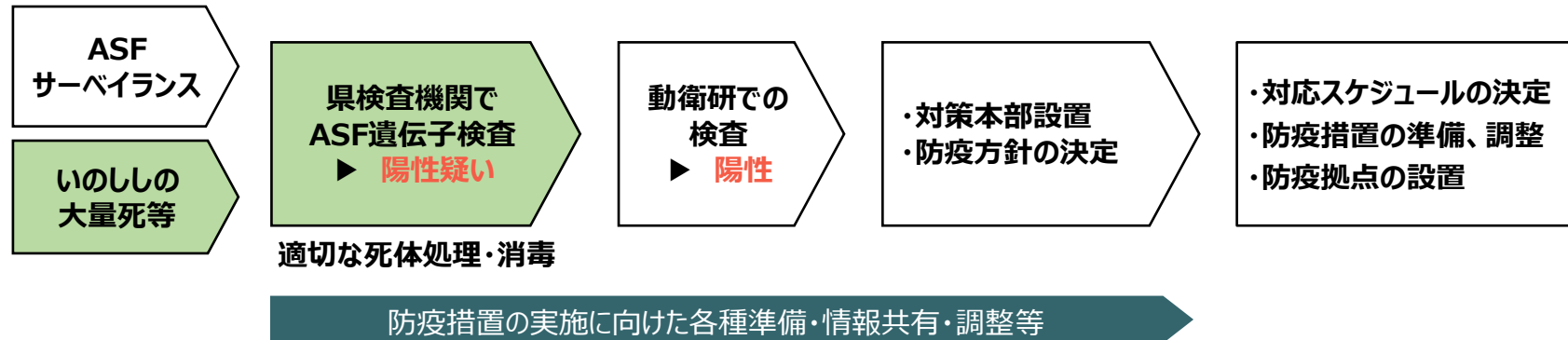
第23 消毒ポイントの設置（法第28条の2）

第24 ウイルスの浸潤状況の確認等

5. アフリカ豚熱の初動防疫措置：初期対応の流れ

アフリカ豚熱の感染確認から防疫方針の決定・措置の準備

- ◆死体発見、県の検査（指針第17）、病性判定（指針第18）、病性判定時の措置（指針第19）

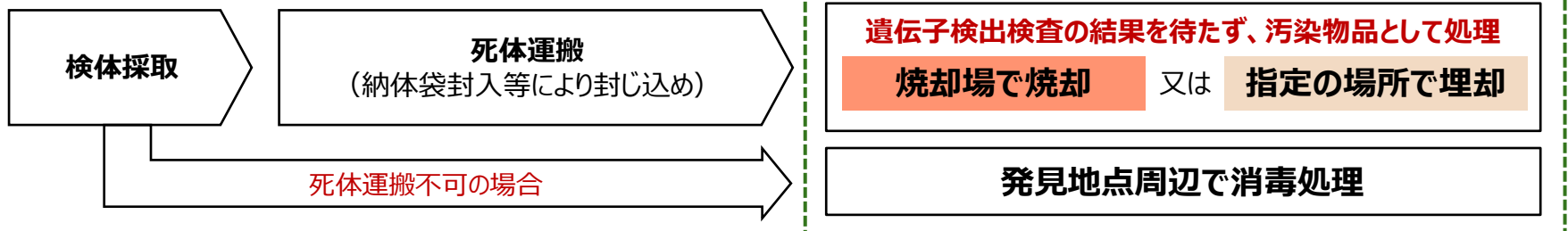


防疫措置の実施

- ◆通行制限・遮断（指針第20）、移動制限（指針第21）、消毒ポイント（指針第23）
- ◆積極的死体搜索（指針第24）



- ◆死体対応（指針第24）



5. アフリカ豚熱の初動防疫措置：防疫措置内容

特に重要な部分：豚熱での防疫対応と異なる部分

第24 ウイルスの浸潤状況の確認等

- ・半径10 km以内について、捕獲・死亡いのししの検査（豚熱と同じ）
- ・**半径3 km以内について、積極的な死体搜索による検査・死体排除**
- ・**（3 kmの）外接部の捕獲推進による個体数削減**
- ・**（3 kmの）外接部防護柵等による囲い込み**

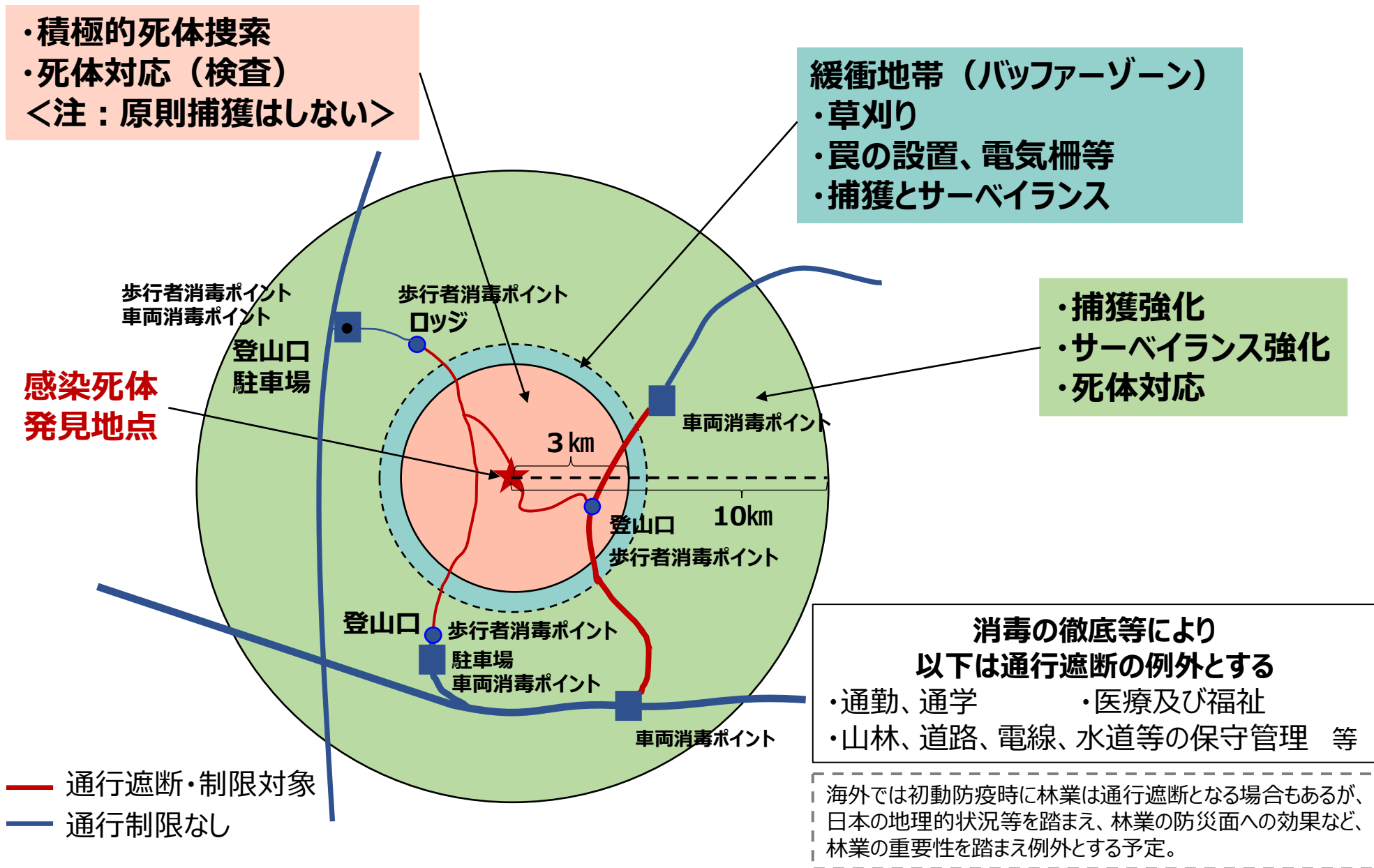
豚熱の防疫指針（第23ウイルスの浸潤状況の確認等）

- ・半径10 km以内について、捕獲・死亡いのししの検査
- ・＜留意事項通知＞ 半径3 km以内について積極的に採材
- ・＜留意事項通知＞ 野生いのししから豚等への感染拡大防止として、必要に応じて捕獲推進による個体数削減・外接部防護柵等による囲い込み

課題

野生動物に関する積極的な初動防疫の経験がない中で、特に、この第24の措置を具体的にどうするのか。

5. アフリカ豚熱の初動防疫措置：防疫措置内容

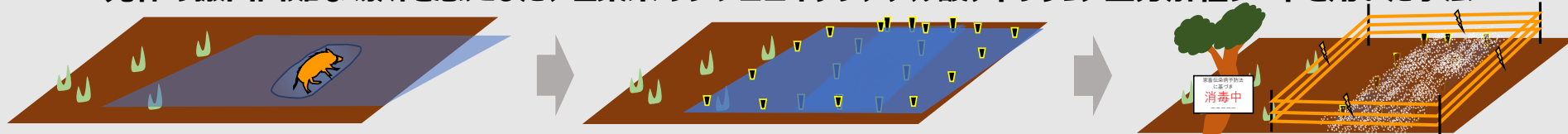


5. アフリカ豚熱の初動防疫措置：具体化の必要性

死体が運びだせない場所で発見されるかもしれない問題

死体の消毒による処理

死体の搬出困難な場所を想定した、塩素系のジクロロイソシアヌル酸ナトリウム・生分解性シートを用いた手法



死体の検査が進まないかもしれない問題

腐敗による検体品質劣悪、採材者への健康影響（豚丹毒や腐敗死体の外貌による健康リスク・精神的リスク）、ASFの拡散リスク

現状も死体の検査率が極めて低調 → 死体について「耳片材料」の採用

防護柵等の敷設が困難で対応できないかもしれない問題

- ・防護柵を適切に敷設するには膨大な時間・作業量
- ・起伏が大きく険しい日本のイノシシ生息環境での敷設は技術的にも課題
- ・短期間の封じ込めが必要な中、メリットが？？？？

アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針

研究事業

野生イノシシにおけるアフリカ豚熱防疫措置の
具体化に関する緊急実証研究（R5～R7）等

都府県による演習成果

海外の知見

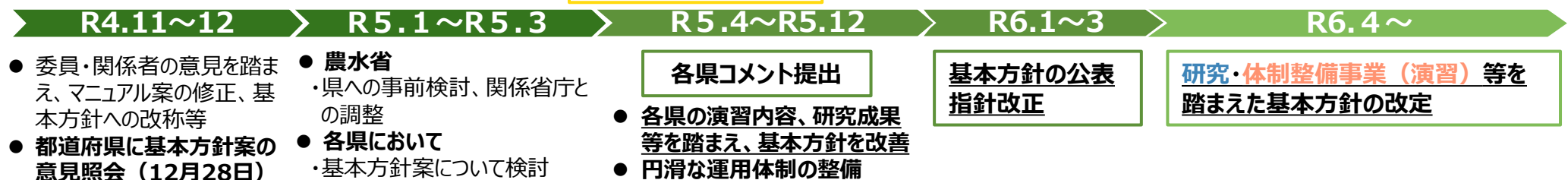
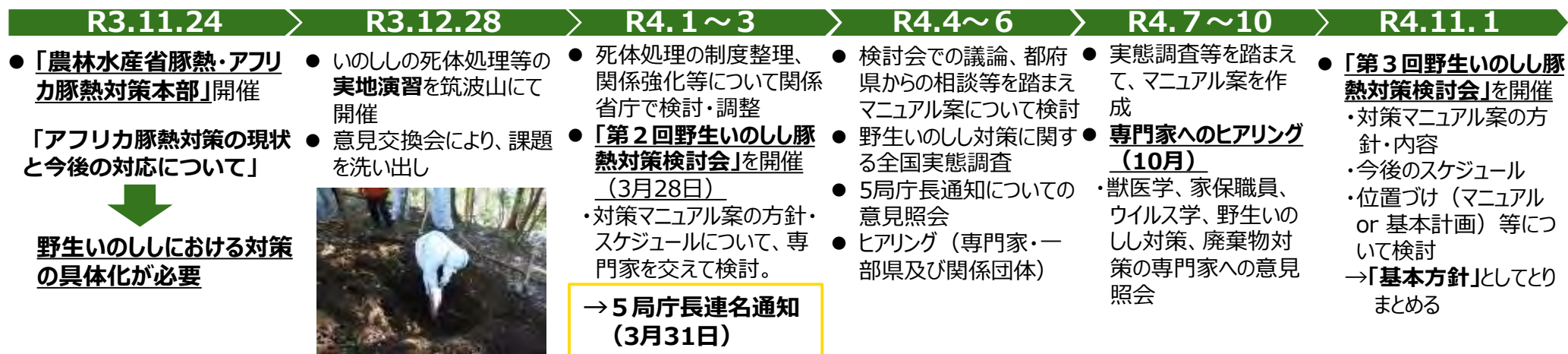
専門家、狩猟・鳥獣害対策関係者、林務関係者、都府県、農水省・関係省庁 等の知見

6. ASF対策の具体化の経緯と今後の予定

- 第2回野生いのしし豚熱対策検討会（R4.3）で審議された方針に基づき、「**野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針**」を整備。

- 研究事業及び補助事業の実施

- 防疫資材の備蓄（R5年度補正事業）



研究事業

- 野生いのししにおけるアフリカ豚熱防疫措置の具体化に関する緊急実証研究（RS事業 30,000千円×3年）
- 死体処理に関する科学的検証、サーベイ強化、対策の普及研究

補助事業

基本方針に基づく各県の体制整備

- 「野生動物アフリカ豚熱防疫体制構築事業」（県向け 11,000千円 R4補正以降も継続要求）
- 机上演習・実地演習等の開催
- 各県における防疫体制の整備

7. 基本方針の全体像

■ アフリカ豚熱防疫指針に規定されている野生いのししに対する防疫措置等の具体化

防疫指針 1 の 5 の (1)

国は、野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針を示すとともに、これに即した都道府県の具体的な防疫措置を支援する。

第1節：平時における準備、発生に備えた体制の構築・強化

- 対策の周知、関係者の連携の強化
- サーベイランスの実施
- 防疫措置を行うための計画、必要な資材の確保
- 防疫演習の実施

第2節：感染の疑いが生じた際の対応

- 検体の採取、検査に係る対応
- 当該個体及び周辺地域の消毒について
- 防疫措置を実施するための計画の策定

第3節：防疫措置の実施

- 通行遮断、移動制限、消毒ポイントの設置
- 死体の適切な処理（死体対応）
- 死体の積極的な搜索（積極的死体搜索）
- 防護柵の設置等による野生いのししの散逸・侵入防止措置

第4節：その他

- 都道府県間の連携
- 鳥獣害対策等の取扱い（感染確認地点周辺の狩猟の中止、ジビエ利用の中止等）
- 研究の推進とその反映について

7. 基本方針の策定：基本方針の項目案①

前 文

第1節 平時における準備及び発生に備えた体制の構築・強化（防疫指針第2－1、第2－2及び第3）

第1 平時における具体的な取組（発生に備えた体制の整備及び準備）（防疫指針第2－1、第2－2及び第3）

1. 農林水産省における具体的な取組
 - (1) 連携の強化
 - (2) 対策の周知・広報活動の推進
 - (3) 野生いのししでのアフリカ豚熱ウイルスの感染状況調査（サーベイランス）の推進
 - (4) 防疫措置に必要な準備
2. 都道府県における具体的な取組
 - (1) 連携体制の整備に当たっての基本的な考え方
 - (2) 人や物を介した野生いのししへのアフリカ豚熱ウイルスの感染防止に関する啓発
 - (3) 防疫計画の策定等
 - (4) 野生いのししの防疫措置従事者の確保及び育成に当たっての留意点
 - (5) 通報・連絡体制の整備
 - (6) 野生いのししの死体等の処理に関する事前調整
 - (7) 防疫演習の実施
3. 市町村、関係団体及び関連事業者の取組の考え方

平時における農水省・都道府県・市町村・団体等における野生いのししでの感染確認に備えた準備

- ・連携強化：関係者の連携を強化
- ・防疫計画の策定：あらかじめどのような対応になるか・動員計画も含め想定しておく
- ・侵入防止・早期発見：啓発等の取組（ごみを捨てない・死体通報）
- ・防疫措置の体制：役割分担等を決めておく
- ・防疫演習：重要な取組で実施しておくこと

第2節 感染の疑いが生じた場合の対応（防疫指針第17・第18）

第2 アフリカ豚熱感染を疑う死体発見の通報を受けた際の対応

1. アフリカ豚熱ウイルス感染の可能性がある野生いのししの死体
2. アフリカ豚熱ウイルス感染の可能性がある野生いのししの死体についての対応
 - (1) 検体の採取
 - (2) 検体の検査施設への送付
 - (3) 野生いのししの死体発見地点及びその周辺の消毒並びに死体等の処理
 - (4) 検査結果の報告

感染を疑う死体通報を受けた場合の対応

- ・検体の採取方法、病鑑家保への送付方法・時間的目途（死体発見の連絡から少なくとも12時間以内（夜間の時間を除く。））
- ・死体・周辺の消毒方法
- ・結果の農水省への報告方法

7. 基本方針の策定：基本方針の項目案②

第3 都道府県の検査により感染の疑いが生じた場合の対応（防疫指針第17）

1. アフリカ豚熱ウイルスの感染の疑いが生じた野生いのししの死体等の取扱（都道府県の検査で陽性）
 - （1）野生いのししの死体等が既に埋置されている場合
 - （2）野生いのししの死体等が既に廃棄物として処理されている場合
 - （3）野生いのししの死体等の処理が未完了の場合
2. 都道府県による検査及び動衛研への検体の送付

都道府県での検査陽性時の対応

- ・既に死体の処理を開始又は処理済みの場合での対応方法（埋めている場合は原則掘り返さない。野生動物が接触しないように）
- ・検体の動衛研への送付方法

第4 病性判定による陽性判定時に備えた準備（防疫指針第17）

1. 関係部局・機関への情報共有
2. 農林水産省及び都道府県の野生いのししアフリカ豚熱対策本部の開催準備
3. 農林水産省から防疫措置に関する連絡・調整を担当する職員等の派遣
4. 防疫措置内容に関する事前調整等
 - （1）防疫措置内容に関する関係部局・機関との情報共有等
 - （2）防疫措置に関する地権者等との事前調整等
 - （3）防護柵等の設置による野生いのししの散逸・侵入防止措置の検討・調整（防疫指針第17の2の（8））
 - （4）防疫措置の実行計画の作成
 - （5）野生いのしし防疫対策拠点の設置作業の開始
5. 周辺養豚場等に係る措置
6. 報道機関への公表等

都道府県での検査陽性時の対応

- ・農水省での本部会議開催準備
- ・農水省からの職員派遣
- ・防疫措置の事前準備
 - 情報共有
 - 実行計画の作成
 - 拠点の設置作業
- ・農場への周知・移動自粛、消毒ポイントの設置
- ・報道機関への公表の準備（農水省と同時）

7. 基本方針の策定：基本方針の項目案③

第3節 防疫措置（防疫指針第19～24）

第5 病性判定によるアフリカ豚熱陽性判定時の対応（防疫指針第19）

1. 防疫方針
2. 野生いのしし防疫対策拠点の運用開始

第6 通行の制限又は遮断（防疫指針第20）

1. 通行の制限又は遮断の実施
2. 通行の制限又は遮断の延長・短縮

第7 野生いのししの死体等の移動制限（防疫指針第21）

第8 消毒ポイントの設置（防疫指針第23）

第9 野生いのししに対する防疫措置（防疫指針第24）

1. 防疫指針第24の1の（1）及び2による具体的な防疫措置
2. 死体対応の実施の具体的対応の例
 - （1）死体対応班の設置
 - （2）対象範囲及び実施スケジュールの設定
 - （3）死体対応における具体的対応
 - （4）実施期間
3. 積極的死体搜索の具体的対応の例
 - （1）積極的死体搜索班の設置
 - （2）搜索範囲・ルート及び実施スケジュールの設定
 - （3）積極的死体搜索における具体的対応
 - （4）実施期間
4. 検体の検査施設への持込み及び報告
5. 防護柵等の設置・構築による野生いのししの散逸・侵入防止措置
 - （1）実施内容
 - （2）実施期間
6. 防疫措置実施周辺地域での野生いのししの捕獲強化及び検査の推進

陽性確定時の対応

- ・防疫方針を決定
- ・拠点の運用開始（準備を進める）

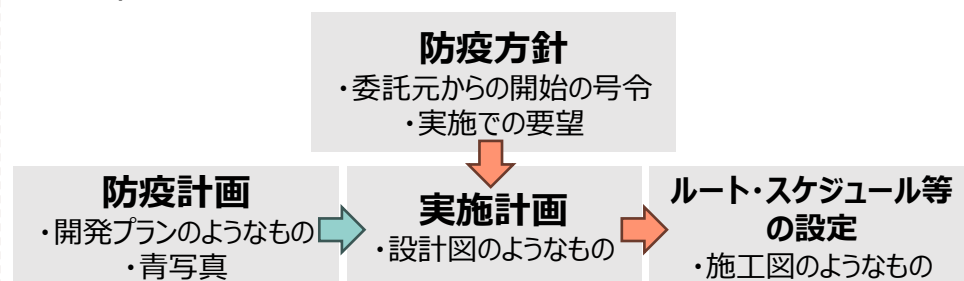
通行遮断・移動制限・消毒ポイントの設置

- ・登山道含めた通行遮断
- ・死体等の移動制限措置
- ・消毒ポイントの設置（生活道・登山道で対象者が少ない場合は無人可）

野生いのしし群での感染を抑える対応

- ・死体対応
 - 死体対応班の設置
 - スケジュールの設定
 - 具体的対応例：死体処理・死体搜索

（参考）地域開発や建築に例えると



7. 基本方針の策定：基本方針の項目案④

第10 死体発見地点及びその周辺の消毒及び死体の状況確認（防疫指針第17・第24）

1. 死体発見地点及びその周辺の消毒
2. 死体の状況確認

死体発見地点周辺の消毒

第11 野生いのししの死体等の検査・処理等の手順例（防疫指針第9・防疫指針第21・防疫指針第24）

1. 通則
2. 野生いのししの死体等を焼却、化成処理又は埋却により処理する場合
 - (1) 野生いのししの死体等の発見場所から運送用車両への運搬例
 - (2) 野生いのししの死体等の焼却施設等への運搬例
 - (3) 野生いのししの死体等の焼却・化製処理の実施例
 - (4) 野生いのししの死体等の埋却の実施例
3. 野生いのししの死体等を消毒により処理する場合
 - (1) 消毒の具体的手順の例について
 - (2) 留意事項

死体処理方法の手順例

- ・死体運搬方法
- ・焼却方法、埋却方法
- ・死体を消毒により処理する方法（持ち出せない場合）

第4節 その他

第12 都道府県間の連携

第13 野生いのししによる豚熱・鳥獣被害対策等

1. 豚熱経口ワクチンの散布
2. 狩猟・鳥獣捕獲等
 - (1) 狩猟・鳥獣捕獲等の中止について
 - (2) 防疫措置及び許可捕獲等の実施について
 - (3) ジビエ利用の中止について
 - (4) 理解醸成について

第14 基本方針の改善・研究の推進について

都道府県間の連携や鳥獣害対策等の取扱

- ・都道府県間の連携が重要
- ・現在実施している経口ワクチン散布：中止
- ・狩猟：中止
- ・有害鳥獣：イノシシの捕獲は防疫措置として行うこと。
いずれにしても消毒徹底が必要
- ・ジビエ利用：中止

8. 具体化のために重要なこと

野生いのしし対策においては、関係者が多岐にわたる。
対応時には普段野生いのしし対策への関与が低い部局も関わる。

豚熱でもアフリカ豚熱でも、感染拡大による死体増加を考えただけでも・・・

- ・廃棄物、悪臭・汚水等による生活環境問題
- ・野生動植物を含む自然環境問題（死体により希少野生動物含む生態系に影響）
- ・狩猟、森林、地下水・・・といった様々な影響

関係者が連携して対応することが重要
多くの分野の関係者が、個々の役割を認識することが、連携強化に繋がる。

